

て聯盟規約の一部再改正、新活動方針、事業要綱等を決定し、以て政府を中心とする産業報國運動に協力して、その指導の下に同聯盟の將來の活動方針を刷新して再出發することとなつた。即ち、新活動方針として

「一、會長以下役員を整備し事務局を擴大すると共に、政府に對し一層積極的指導を要望し、眞に緊密なる官民一致の態勢を以て強力なる産業報國運動を展開することとなつた、仍て向後産業報國會の指導に當つては政府が中心となり、聯盟は政府と協力し一貫せる方針の下に事業を遂行することとし、當面左記事項に主力を注ぐこととなつた。

(三) 産業報國運動の國民各層に對する普及徹底(三)

産業報國運動の思想的確立(三) 産業報國運動指導者の養成(四) 産業報國會に於て行ふべき適當なる事業の研究指導(五) 産業報國會及懇談會運用方法の研究指導。

が決定され、從つて事業要綱としては一、産業報國運動に関する基本問題の調査研究、二、講習會の開催、三、各地懇談會の開催、四、公開講演會の開催、五、其他が同時に決定され、更に聯盟規約第二條は次の如く變更された。

「本聯盟は政府と協力し産業報國の精神を全産業人に普及徹底し其の實を擧ぐることとを以て目的とし、こゝに於て、産業報國運動は組織に関する事項は政府